

論点整理 (案)

令和7年5月29日
制度WG事務局

～ 目 次 ～

検討の背景	2
本WGにおいて検討対象とする情報の種類	3
検討の視点	4

I. 権利侵害情報に対する対応の在り方（情報レイヤーに関する論点）

II. その他違法情報に対する対応の在り方（情報レイヤーに関する論点）

III. 有害情報に対する対応の在り方（情報レイヤーに関する論点）

IV. 違法情報・有害情報に共通する対応の在り方（サービス設計レイヤーに関する論点） 2 6

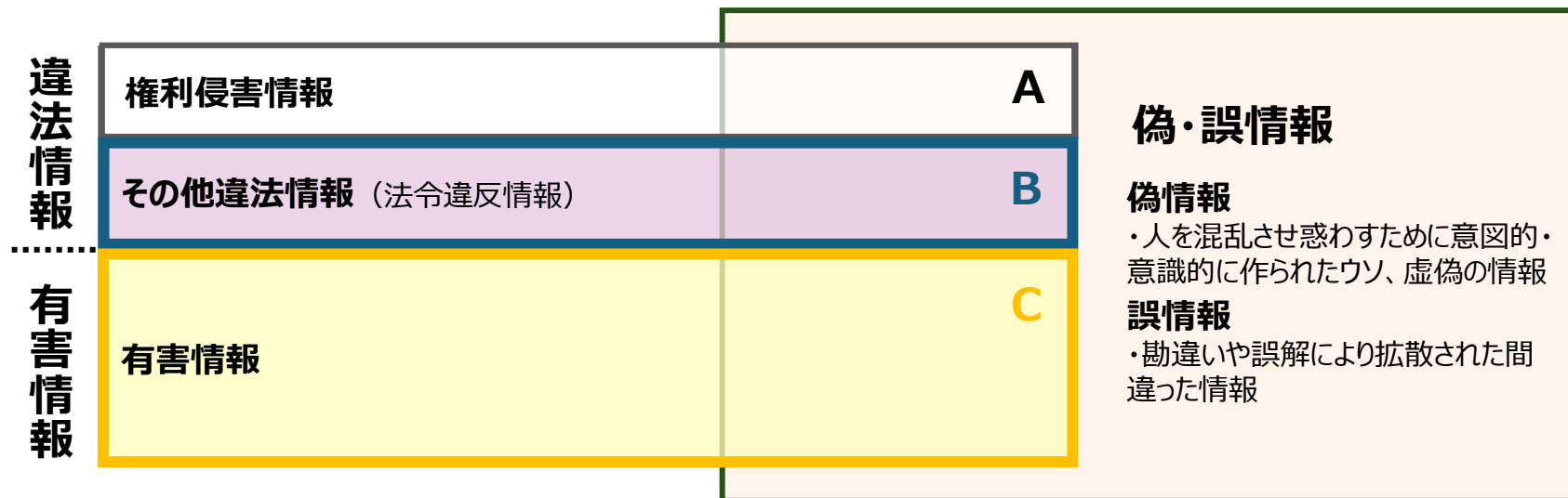
IV－1	リスク評価	2 7
IV－2－1	サービス設計措置（総論）	3 2
IV－2－2	レコメンダシステム	3 5
IV－2－3	プロミネンス（優先表示）、警告表示	3 8
IV－2－4	AI生成物のラベル付与	4 1
IV－2－5	収益化停止	4 4
IV－3	その他（アカウント開設時の本人確認等）	4 8
IV－4	その他（IVに関する制度的対応）	5 3

V. その他 5 4

V－1	執行権限及び体制の強化	5 5
V－2	マルチステークホルダーによる協議会	5 8

検討の背景

- デジタル空間において、違法・有害情報の流通は、依然深刻な状況。また、生成AI等の新しい技術やサービスの進展に伴う新たなリスクなど、情報の流通に伴う様々な諸課題が発生。
- 「情報流通プラットフォーム対処法」（情プラ法）が本年4月1日に施行され、権利侵害情報の削除対応の迅速化、削除基準の公表等の運用状況の透明化の規律が大規模PF事業者課せられることとなる。
- 令和5年11月から開催された「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」では、デジタル空間における情報流通に伴う様々な諸課題に対し、制度的対応に係る提言がなされた（令和6年9月）。上記提言後も、デジタル空間における情報流通を巡る環境は変化してきており、新たな社会問題（SNS上の闇バイトの募集投稿など）が発生。
- 諸外国では、欧州連合（EU）におけるデジタルサービス法（DSA）が2024年に完全施行され、英国においてもオンライン安全法（OSA）が2023年に成立。
- このような中、**我が国における違法・有害情報対策は、どのような方向に進めていくべきか。最新の諸外国の動向も踏まえつつ、制度的対応の在り方について検討する。**



種類		具体例
A	権利侵害情報	虚偽の事実の摘示による誹謗中傷（名誉毀損） 等
B	その他違法情報 (法令違反情報)	- 虚偽・誇大広告（景表法・特商法等違反） - いわゆる「闇バイト」等の犯罪の実行者を誘引（募集）する情報（職安法違反）等
C	有害情報	- 災害発生時における救命・救助活動の妨げとなる実在しない住所を摘示しての救助要請 - 違法行為を誘引する情報（オンラインカジノへのリーチサイト） 等

※青少年に有害な情報については、本WGにおける主な検討事項の対象外とする（なお、スマートフォンの青少年利用者を保護する観点から、関係事業者が講ずべき措置（例：アプリレーティング等）を利用者情報WG（「ICTサービスの利用環境の整備に関する研究会」の下で開催）で検討している）。

※本WGでは、上記 A～C の分類に沿った情報の「種類」に着目した対応だけでなく、情報の「態様」に着目した対応についても検討を行う。

検討の視点

- インターネット上の違法・有害情報へのPF事業者の対応としては、情報の内容自体に着目した対応（例：法令違反情報の削除等）と情報の内容に着目しない対応（例：サービス設計）が考えられる。
- そこで、本WGでは、議論が実施しやすいよう、「違法性・有害性の情報の種類の切口」と「様々な情報の類型に共通するサービス設計に着目した切口」に焦点を当て、2つのレイヤー（①情報レイヤーと②サービス設計レイヤー）に分けて検討を進めることとしたい。

情報レイヤー：PF事業者が運営するSNSサービスや動画共有サイト、その他、電子掲示板やブログなどにおいて流通する情報（権利侵害情報、その他違法情報（法令違反情報）・有害情報等を含む個々の情報の流通）自体に焦点を当てたレイヤー

サービス設計レイヤー：情報流通の「場」となるプラットフォームの設計（情報表示関係（レコメンダシステム、プロモネンス、警告表示等）、利用者関係（アカウント開設時の本人確認）、その他収益化プログラムなど）に焦点を当てたレイヤー

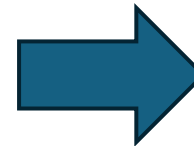
【情報レイヤー】

- ・ 権利侵害情報、その他違法情報（法令違反情報）、有害情報等を含む個々の情報の流通



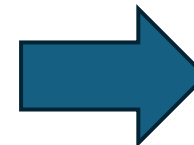
【サービス設計レイヤー】

- ・ 情報表示関係（レコメンダシステム、プロモネンス、警告表示等）
- ・ 利用者関係（アカウント開設時の本人確認）
- ・ その他（収益化プログラム） 等



I ～ IIIで議論

- I. 権利侵害情報に対する対応の在り方
- II. その他違法情報に対する対応の在り方
- III. 有害情報に対する対応の在り方



IVで議論

- IV. 違法情報・有害情報に共通する対応の在り方

I . 権利侵害情報に対する対応の在り方 (情報レイヤーに関する検討)

情プラ法の施行

- 本年4月1日、情プラ法が施行。

令和6年プロバイダ責任制限法の一部を改正する法律（概要）

誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対し、

①対応の迅速化、②運用状況の透明化に係る措置を義務づける法改正を実施済み（令和6年5月）。

改正内容

大規模プラットフォーム事業者※1に対して、以下の措置を義務づける。

※1 迅速化及び透明化を図る必要性が特に高い者として、権利侵害が発生するおそれが少ない一定規模以上等の者。

① 対応の迅速化（権利侵害情報）

- ・ 削除申出窓口・手続の整備・公表
- ・ 削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の選任等）
- ・ 削除申出に対する判断・通知（原則、一定期間内）

② 運用状況の透明化

- ・ 削除基準の策定・公表（運用状況の公表を含む）
- ・ 削除した場合、発信者への通知

上記規律を加えるため、法律※2の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改める。

※2 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法：プロバイダ等の免責要件の明確化、発信者情報開示請求を規定）

施行日

令和7年4月1日（火）

1 検討の背景

（１）健全性検討会とりまとめ

- 被害者救済により資するという観点から、「**被侵害者以外の第三者**（例えば、行政機関や地方自治体が設置する審査会等）**からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションの迅速化を通じた実施の促進のための方策の要否及び具体的な在り方**については、濫用的な申出・要請の防止という観点も含め、**今後、更なる検討が必要。**」

（２）現行制度

- 情プラ法では、侵害情報送信防止措置の申出は、被権利侵害者のみが可能（※弁護士等が委任を受けての場合は可能）であるが、代理関係もないような場合の第三者からの申出は不可。

2 論点

- 被害者自身が被害を申し出ることが困難である場合（被害者の精神的な損害が大きく、本人の対応が難しい場合等）もあるが、**被害者以外の第三者からの申出を可能とすべきか。**
- 仮に、被害者以外の第三者からの申出を可能とする場合、あらゆる者から根拠不十分の大量の申出が濫用的に出され、PF事業者の対応が滞り、結果として本来対応すべき申出にも対応できなくなるおそれもあるところ、当該第三者に求められる条件は何か。

Ⅱ. その他違法情報に対する対応の在り方 (情報レイヤーに関する論点)

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- 行政法規に抵触する違法な偽・誤情報について、対応の迅速化を通じた実施の促進を図る観点から、「外部からのコンテンツモデレーション申出・要請窓口を整備・公表」、「一定の条件（例えば、行政機関等の特定の第三者からの申出・要請を受けて実施した場合等）の下で行ったコンテンツモデレーションにより発信者が被った損害について、情報伝送PF事業者を免責」等の対応を具体的に進めることが適当。
- また、違法性の判断能力の観点から、行政法規を所管する行政機関からの申出・要請を契機としたコンテンツモデレーションについて、具体化を進めることが適当。

(2) 現行制度

- 情プラ法では、迅速化規律の一環として体制整備を義務付け（権利侵害情報の削除申出受付窓口・手続の整備・公表、削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の専任等）、削除申出に対する判断・一定期間内の通知等）。
- 削除基準に基づく違法情報の削除等の運用状況の公表を義務付け。
- 削除を行った際の免責として、権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき又は発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に同意しない旨の申出がないときに免責。

1 検討の背景

(3) 諸外国の状況

- EU (DSA) では、**ユーザーが違法情報をオンラインで容易に通報できる仕組みを整備することを義務付ける** (16条) とともに加盟国当局、欧州委員会、欧州デジタルサービス会議との単一の連絡窓口の指定・公表を義務付け (11条) 。
 - ☞ 行政機関からの命令には、**対応の有無と対応内容を遅滞なく通知することを義務付け** (9条)
※削除の義務付けではない。
- EU (DSA) では、違法なコンテンツを認識した場合に、迅速に違法コンテンツを削除するか、アクセスできないようにする措置をとることでPF事業者を免責 (6条)
- 英国 (OSA) では、**ユーザーが違法情報を容易に通報できるシステムやプロセスを用いてサービスを運営することを義務付け** (20条) 。
また、OSAでは、Ofcom (英国通信庁) に対して、PF事業者が各種の義務を遵守するための内容を定めた行動規範を策定することを義務付けているが、当該行動規範において、少なくとも**詐欺コンテンツについて、トラステッド・フラグガー (警察、労働年金省、国家犯罪庁等の行政機関を指定) が報告できる専用窓口を設けることを推奨。**

2 これまでの本WGでの議論

●窓口整備の在り方について

- DSAもOSAもトラステッド・フラグガーのみならず、司法・行政窓口がしっかりとある。**違法情報、特に公法上の権利侵害情報ではないものについてもそういう窓口があるべき。**（森構成員）

●行政機関による恣意的な申出・要請の防止、透明性の確保について

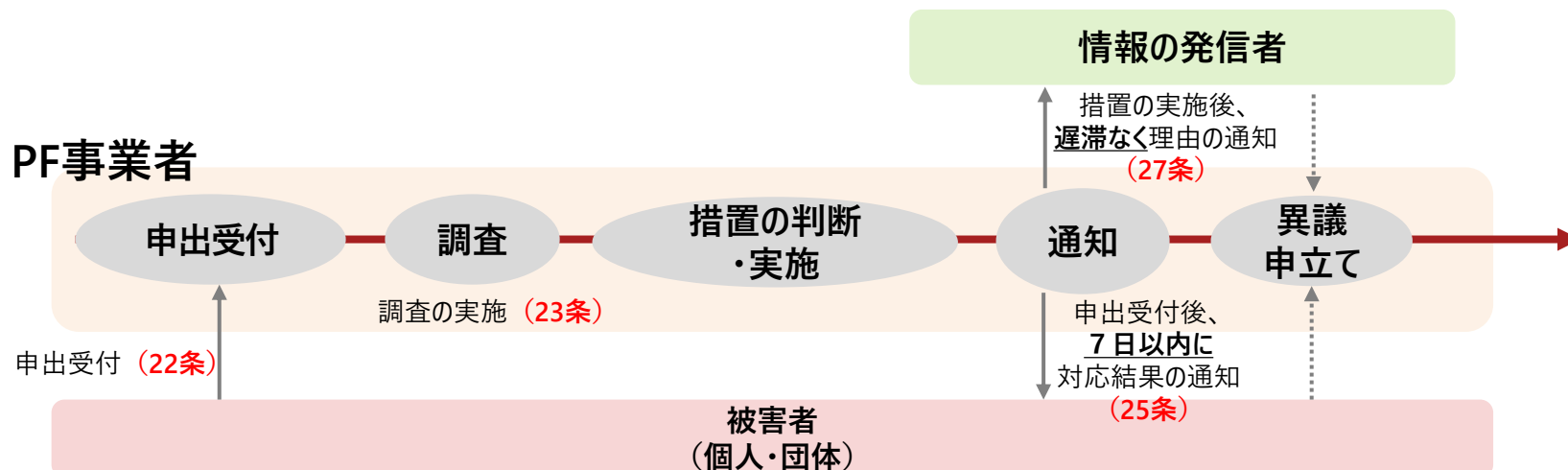
- **行政機関からの要請については、検閲的に運用されるリスクがないわけではない。**仮に制度を作ったとしてもそれに対する信頼が得られなくなるということもあり得るところ、しっかりと**透明性の規律やガバナンスを同時並行で検討しなければいけない。**（山本主査）
- 行政当局から要請があったときにすぐに消す対応になると、ある意味での検閲リスクが高まる。一方、その判断の余地を認めると一定程度の検閲リスクが抑えられるが、事業者の負担が非常に大きくなることから、ある種のジレンマが考えられる。（山本主査）
- 例えば、トラステッド・フラグガーや行政から削除をするように言われ、**基本的に判断をして削除した場合の事業者の責任はどのように扱われるのか。**それに従って削除をした場合には免責される形になっているのか。**事業者側に判断の余地があることにより、事業者側が責任を負う形になるかは、非常に事業者にとって悩ましいと思われる。**（山本主査）
- **団体からの報告や団体自体を検証するような機能が必要。**国民も行政機関もあるいはPF事業者も外からチェックできて、その団体がしっかり機能しているかというのを客観的に検証する場のようなものがあればいいのではないか。（高口構成員）
- 不服申立てとして来たものに対しては一旦確認し、どうしても一定の割合で前の判断は少し違っていたというものが出てくる中で、ある程度の撤回率も出てくることが望ましい姿だと前提にしつつ、**透明化をしていくことが適切。**（森構成員）

3 論点

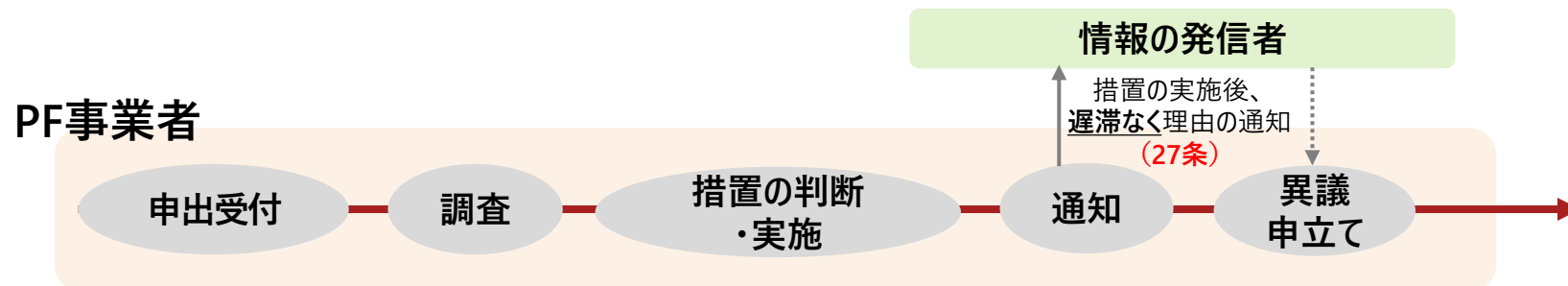
- 情プラ法では、迅速化規律の一環として体制整備義務（権利侵害情報の削除申出受付窓口・手続の整備・公表、削除申出への対応体制の整備（十分な知識経験を有する者の専任等）、削除申出に対する判断・一定期間内の通知等）を課しているが、その他違法情報についても、諸外国の取組を踏まえつつ、**行政機関や公益性の高いその他団体からの削除要請への体制整備をPF事業者を求める必要があるか。権利侵害情報とその他違法情報で留意すべき差異はあるか。**（なお、削除義務は、実質的に「検閲」となってしまうため、情プラ法と同様、**削除義務ではなく、対応義務が前提。**）
※ なお、諸外国では、権利侵害情報とその他違法情報を明確に分けていない。
- **情プラ法では、権利侵害情報について、権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があるとき又は発信者に削除に同意するか照会したが7日以内に同意しない旨の申出がないときに送信防止措置をしたことについて免責している。**これは、特定電気通信役務提供者が免責される場合を明確化することにより、権利侵害情報の送信を防止する措置を講ずることを過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応をとるよう促されることを期待するものである。**その他違法情報についても、諸外国の取組を踏まえつつ、PF事業者が過度に躊躇することなく、自らの判断で適切な対応をとるよう促されるよう、違法なコンテンツを認識した場合に、投稿者との関係で、迅速に違法コンテンツを削除又はアクセスできないようにする措置をとったPF事業者を免責する必要があるか。**

- 権利侵害情報の場合、窓口設置から対応結果の通知までについて、情プラ法に規定がある（削除対応の迅速化規律）。対応結果の通知までの期間は、原則 7 日。
- 一方、**その他違法情報**については情プラ法の削除対応の迅速化規律の対象とはなっていない。

<情プラ法に基づき権利侵害情報に関して措置を行う場合の一般的な対応のフロー>



<利用規約等に基づきその他違法情報に関して措置を行う場合の一般的な対応のフロー>



※上記は一般的な対応のフローであり、PF事業者ごとに対応が異なり得る点に留意。

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- 行政法規に抵触する違法な偽・誤情報について、対応の迅速化を通じた実施の促進を図る観点から、「外部からのコンテンツモデレーション申出・要請窓口を整備・公表」、「一定の条件（例えば、行政機関等の特定の第三者からの申出・要請を受けて実施した場合等）の下で行ったコンテンツモデレーションにより発信者が被った損害について、情報伝送PF事業者を免責」等の対応を具体的に進めることが適当【再掲】

(2) 諸外国の状況

- 第三者からの申出の参考例として、諸外国では以下のとおり制度的に対応。
- EU（DSA）では、PF事業者に対して、**トラステッド・フラグガー**（各国のDSCが認定）**からの通報を優先的に対応することを義務付け**（22条）。
 - ☞ DSAができる前から、多くのPF事業者において、虐待、薬物、その他の違法コンテンツを発見するために、市民社会組織との協力枠組みを確立。自発的な協力の経験に基づき、DSAの法的枠組みを構築。
 - ☞ **トラステッド・フラグガーの条件として、「専門性」・PF事業者からの「独立性」・判断への「客観性」をDSAにおいて求めているが**、トラステッド・フラグガーの認定に関しては、本年の第二四半期にDSAに基づくガイドラインが公表される予定。
 なお、ガイドラインの策定前に、先行してトラステッド・フラグガーを認定している国（仏国、独国、デンマーク、ギリシャ等）もあり、NPO、NGO、業界団体、労働組合、ファクトチェッカー等を認定。
- 英国（OSA）では、OSAに基づく行動規範において、詐欺コンテンツについて、**トラステッド・フラグガーが報告できる専用窓口を設けることを推奨**。
 - ☞ **トラステッド・フラグガーとして、警察、労働年金省、国家犯罪庁等の行政機関を指定。**

2 これまでの本WGでの議論

●「適格性ある第三者」になり得る者について

- 所管している行政機関と同程度の判定をできるだけ適格性を備えた団体が「信頼できる団体」ではないか。行政機関とトラステッド・フラグラーで対応義務に差を設けることも考えられる。（山本（健）構成員）
- 一番問題なのは資金で、特に独立性の高い団体だとすると、運営資金をどうするのかというのが必ず問題になってくる。（上沼構成員）
- 適格消費者団体などは内容について十分検討した上でも差止請求などをしており、事業者団体は自主的な規制を自ら課しているところ、そうした団体などの情報も優先してよいのではないか（増田構成員）
- EUや英国と日本との制度的・文化的な違いとして、例えばDSCのような存在が日本にはあるか。文化的な違いも考慮しないと実効性は確保できない。（山本主査）
- 優先犯罪のような特定の情報への削除請求は、表現の自由との関係を考えても、そこまで独立性が要求されない場合もあるのではないかと。なぜその独立性が要するのか、何からの独立性なのかについて、対象情報と一緒にマトリックスにして考えていく必要。（上沼構成員）

●「適格性ある第三者」からの通報への対応について

- 行政機関やトラステッド・フラグラーが真面目に要請をしているとしても、右から左に削除するとなれば一定の危険はある。また、公的資金が投入される場合の独立性について、日本でもファクトチェック等の関係で問題になっていたことであり、バランスの取れた考え方が必要。（森構成員）
- 行政機関も要請をするとなった際に、行政機関の責任がどうなるのか。第三者から要請があったとして、判断の一定の裁量が事業者側にあるときに、事業者が責任が問われる可能性もある。一方で、あくまでもお願いベースということになると、別に無視してもよいということになる。何かしらよいことがある、あるいは、逆に対応をしないことでディスインセンティブのようなことが必要ではないか（山本主査）

3 論点

<適格性のある「第三者」からの通報制度の必要性>

- 諸外国の取組を参考として、PF事業者が違法情報に対してより迅速に対応することを支援するため、我が国において、専門的知見に基づき通報を行う者を認定する「トラステッド・フラグガー制度」を導入する必要があるか。諸外国の取組を参考として、PF事業者に対して、トラステッド・フラグガーからの通報を優先的に対応することを制度的に求めていく必要があるか。

<「第三者」の主体・適格性>

- 制度を導入する場合、具体的な通報主体としてはどのような分野の団体が想定されるか。また、トラステッド・フラグガーの安定的・持続的な運営を図るため、財政的基盤や人的リソースをどのようにして確保すべきか。また、専門性・独立性・客観性をどのように確保すべきか。
 - ☞ 検討に当たっては、既に専門性が高い団体がPF事業者に通報を行っており、一定の効果が出ている点にも留意が必要。

1 検討の背景

(1) 健全性検討会では議論がなされていなかったが、昨今、闇バイト等の対応を巡り、「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策（犯罪対策閣僚会議決定（令和6年12月17日））における**「犯罪者を逃がさない」ための対策として、諸外国の例を参考にしたインターネットサービスの悪用の実効的排除に資する法制度の調査・検討を行うとされた。**

(2) 諸外国の状況

- 英国（OSA）では、規制対象サービス提供事業者（PF事業者等）の違反が継続している場合やOFCOMの措置要求に従っていない場合等の一定の場合、OFCOMは、裁判所に、**PF事業者等にサービスを提供する者**（付随サービスと呼ばれる。課金システム提供者等）の**サービス制限命令**を出すよう申請することができる^{（144条）}。さらに、サービス制限命令の効果が不十分である場合又はサービス制限命令を出しても重大な被害を防げないと見込まれる場合に、裁判所に対して、**アクセスプロバイダ**にアクセス制限命令を出すよう申請することができる^{（146条）}。

2 論点

- 付随サービス制限措置は、一般利用者に深刻な影響を与え、また、事業活動に深刻な影響を及ぼすことから、**恣意的な運用を防ぐ制度設計が不可欠**であるが、我が国においても、英国のような制度的対応は必要か。その際、留意点は何か。

Ⅲ. 有害情報に対する対応の在り方 (情報レイヤーに関する論点)

1 検討の背景

（１）健全性検討会とりまとめ

- **有害性や社会的影響の重大性が大きい偽・誤情報に対するPF事業者の取組を促す観点から、これらの情報に対し、「事業者によるコンテンツモデレーションの迅速化を通じた実施の促進のための方策の在り方について、表現の自由の保護とのバランスを踏まえながら具体化を進めることが適当」。**

（２）諸外国の状況

- EU（DSA）では、**有害情報について、削除等の直接的な対応をPF事業者を求める規律はない。**その代わり、VLOP/VLOSE※に対して、違法コンテンツだけではなく有害コンテンツについても、サービスの設計・機能・アルゴリズムシステムの影響、又はそのサービスの利用に起因するシステムリスクを特定・分析・評価することを義務付け（34条）、そのリスク評価を踏まえた軽減措置を義務付けている（35条）。

※ VLOP：大規模オンラインプラットフォーム事業者

VLOSE：大規模オンライン検索エンジン事業者

- 英国（OSA）では、**有害情報について、削除等の直接的な対応をPF事業者を求める規律はない。**その代わり、子ども（18歳未満）にとって有害な情報に関し、リスク評価・安全措置義務等を義務付けている（12条、13条）。

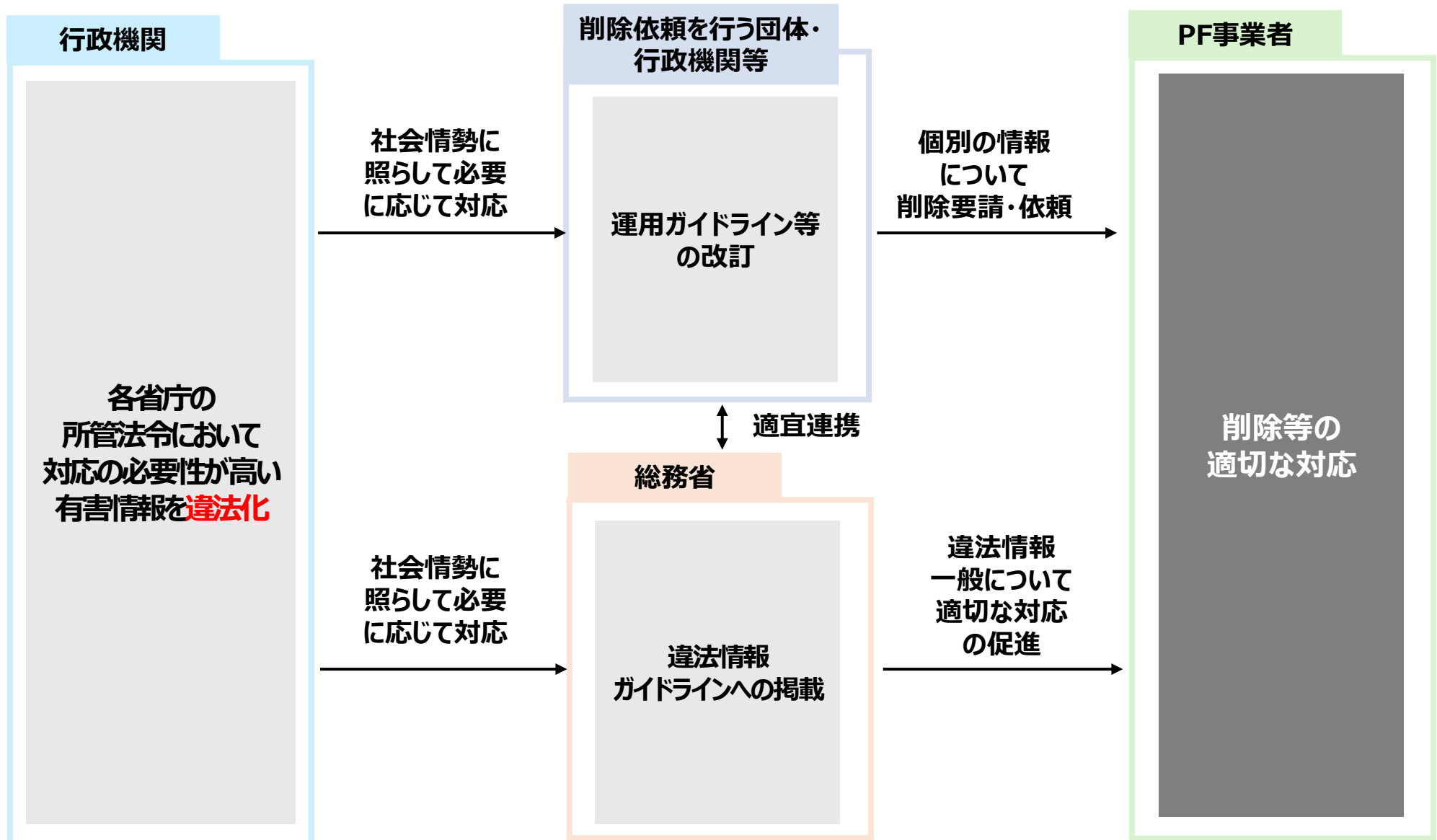
2 これまでの本WGでの議論

- 明確な有害性が求められるべきであり、**生命・身体に悪影響を及ぼすことが明らかな情報**というくらい限定がされて初めて、**違法情報**と同じようなコンテンツモデレーションが正当化されるのではないか（森構成員）
- 英国オンライン安全法の中でも、**深刻な危害を与えることを意図したような虚偽の情報**というカテゴリーを**犯罪の類型**として作るなどして、**対応をある程度促そう**といったことをやっている。公序良俗に反する情報という中でも様々なグラデーションがある中で、**特に対応が必要なものを**括り出していく作業が大変重要（生貝構成員）

3 論点

- 有害情報は、人によって有害かどうかの判断が異なり得るだけでなく、有害かどうかの線引きが困難であるところ、PF事業者は利用規約に基づいて有害情報を削除することができる。しかし、**PF事業者による対応が十分ではない場合、有害情報へのモデレーションに関する制度的対応が必要となるが、制度的対応が行き過ぎれば、表現の自由との関係で懸念が生じることになる。有害情報へのモデレーションに関する制度的対応についてどのようなものが考えられるか。**
- 有害情報へのモデレーションに関する制度的対応を行うことには上記の懸念があることを踏まえると、**有害情報への対応については、特に表現の自由との関係で慎重な検討が必要と考えられることから、情報レイヤーにおけるモデレーションに関する制度的対応を検討する際には、他の有効な手段（※）がないかについても検討が必要ではないか。**
- **モデレーションに関する制度的対応が必要と考えられる有害情報については、社会情勢等の必要性を踏まえた上で、各省庁が所管する個別法において当該情報が違法化されるのであれば、PF事業者による適切な対応が図られるのではないか。**
- その上で、**仮に違法情報と位置付けられれば、社会情勢に照らし、必要に応じて、削除依頼を行う団体や行政機関等の運用ガイドラインや総務省の違法情報ガイドラインに、当該違法情報に関する判断基準等を掲載することにより、PF事業者に対する削除依頼の実施が適切に行われるとともに、PF事業者による適切な対応の促進が図られるのではないか。**

※ なお、サービス設計レイヤー（リスク評価・軽減措置等）における対応については、「Ⅳ．違法情報・有害情報に共通する対応の在り方（サービス設計レイヤーにおける検討）」で検討する。



1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- 「明白な権利侵害性その他の違法性を有する偽・誤情報を繰り返し発信する者など、特に悪質な**発信者に対する情報の削除やアカウント停止・削除を確実に実施する方策**については、こうした対応の段階的な実施を担保することも含め、**具体化を進めることが適当**」。

(2) 諸外国の状況

- 欧州（DSA）では、PF事業者に対して、**違法コンテンツを繰り返し発信したり、明らかに根拠のない通知や異議申し立てを行ったりするユーザーについて、事前に警告の上、サービスの提供を停止することを義務付け**（23条1項・2項）。PF事業者は、これらの不正利用に関する方針を利用規約において明記することが必要（23条4項）

2 これまでの本WGでの議論

- 明らかに1回限りの捨てアカウントのように見受けられるものについてフラグを立てるなど、**フラグで容易に分かるようにする方法はあり得るのではないか（上沼構成員）**
- 違法な情報を繰り返し投稿する利用者が、ある程度集中していることへの対応について、プラットフォーム側でそれぞれ自主ポリシーとして対応指針を定めていることはあるかと思うが、**特に悪質なアカウントに関してアカウント停止を含めたどのような対応をするのかについての共通の指針を作っていくことが望ましいのではないか**。それを制度あるいは行動規範の中にもしっかり含めていくことを各論レベルでも議論をしていくことが重要（生貝構成員）
- プロファイリングに基づく政治広告やレコメンデーションは、流通の態様に着目した対応の問題のため、同じ有害情報であっても生命・身体の危険とは切り離して、別の角度から操作の意図といった全く違う基準で考えるべき（森構成員）

3 論点

- 権利侵害行為を繰り返す行為については、情プラ法の迅速化規律の下、PF事業者において送信防止措置が取られることが期待される。その他違法情報も、PF事業者はポリシーに応じて対処していると考えられる。**有害情報はその外延が明らかではないため、PF事業者の利用規約等のポリシーによる対応は区々であることが想定される。例えば、災害時などの特定の場面において、偽情報などの有害情報を大量に送信する行為を抑止するために、発信行為の態様に着目した対応を求めるべきか。**また、後述の情プラ法の自己評価・公表義務の中で、発信行為の態様に着目した送信防止措置の対応状況を明らかにしていくことも想定されるのではないか。
- **発信行為の態様に着目した対応を求める場合、例えば、スパム、Bot、違法コンテンツを繰り返し発信などがあるが、PF事業者が対応すべき「態様」としてどのようなものを考えるべきか。**

IV. 違法情報・有害情報に共通する対応の在り方 (サービス設計レイヤーに関する論点)

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- 情報伝送PF事業者は、デジタル空間における情報流通に関する役割・責務等を踏まえ、**自らが設計するサービスアーキテクチャや利用規約等を含むビジネスモデルがもたらす社会的影響の軽減に向け、将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて、影響を軽減するための措置を検討・実施することが適当。**

(2) 現行制度

- 情プラ法では、削除申出の受付状況、削除申出に対する通知の実施状況、発信者に対する通知等の実施状況、送信防止措置の実施状況について、**自ら行った評価を公表することを義務付けている**（28条5号）**が、評価する義務はない。**

(3) 諸外国の状況

- EU（DSA）では、VLOP/VLOSEに対して、**違法コンテンツ、有害コンテンツについて、サービスの設計・機能・アルゴリズムシステムの影響、又はそのサービスの利用に起因するシステミックリスクを特定・分析・評価することを義務付け**（34条）
- 英国（OSA）では、全てのユーザー間サービスの提供事業者に対して、**違法コンテンツへの遭遇、優先犯罪の実行又は助長への使用、個人に与える危害等についてのリスクレベルを評価することを義務付け**（9条）。

2 これまでの本WGでの議論

●リスク評価（総論）

- 「社会的影響」と言ってしまうとふんわりし過ぎるのではないかと思われ、反ワクチンや災害時のいい加減な情報など、**生命・身体への悪影響のある情報**というように限定しておくのが良い。（森構成員）

●リスク評価の必要性について

- PF事業者が最も知識と対応能力を持っており、**事業者側でしっかりと自らリスクを評価して、それを軽減するための努力をしっかりと後押ししていく制度の在り方を考えることは重要。**（生貝構成員）
- **リスク評価やマルチステークホルダー行動規範のような共同規制的なもの**を取り込んでいて、我々から見ると伝統的な法的ツールとは異なるものが使われてきており戸惑うところもあるが、これからのデジタル時代においては、**こうした規律の枠組みを真剣に検討していく必要性もある。**（山本主査）
- リスクは時代が動いていくと流動的になっていくため、常に事前に定義をし、具体的な対応を求めるということは必ずしも実効的でなく、そうした具体的な定義をして正確にモデレーションを求めるとなれば表現の自由に対する過剰な制約にもなってしまいう中で、**リスク評価のような形で柔軟に対応していくような部分等が必要か否か。これを法的な枠組みの中で行っていくのか、いわゆるソフトロー的なお願いベースでやっていくことになるのか議論が必要。**（山本主査）

2 これまでの本WGでの議論

●リスク評価の現実可能性について

- 日本の様々な社会状況あるいは統治機構から、そこに即した制度の在り方を具体的にどう作り込んでいくかという各論の部分をしっかり議論をしていくが非常に重要な作業。我が国でも行為規範に委ねるという方法もあるし、あるいは具体的な条文や法令の形に落とし込んでいくということもあり得る。（生貝構成員）
- 強い組織があるという話と、執行するに当たって制度設計をどのようにうまくつくるのかは、一応区別可能ではないか。日本の制度能力でも執行できる形でアカウンタビリティの確保や監督できるような立てつけを作っていけば、ある程度その差分のクリアの仕方というのはいり得るのではないかと。（山本健人構成員）
- （EUのリスク評価は）どの程度まで行えばよいのか、またその有効性の評価はどうやって行うのか、どこでどのように判断すれば有効か無効かが、**十分な明確性が欠けているのではないか**という印象。（山本健人構成員）

3 論点

- 一般的に、我が国の法制においては、何かしらの主体に対して法律上の義務を課す場合には、その義務内容が具体的かつ明確であり、違反した場合には行政による執行が可能な規律であることが求められる。

リスク評価について、どこまで行政側が評価基準など詳細を示すかは、諸外国でも様々であるところ、**我が国においてリスク評価を導入することを検討する場合、どのような規律が考えられるか。その際の留意点は何か。**

- ※ なお、情プラ法において、大規模PF事業者の公表事項として、送信防止措置の実施状況等について、自ら行った評価を公表することが義務付けられた。当該評価項目の中には、違法・有害情報の流通状況が含まれており、EU（DSA）や英国（OSA）におけるリスク評価の評価項目とは一部重なる部分もある。ただし、情プラ法の評価は、権利侵害情報への対応を主として念頭に置いており、かつ、PF事業者が実施した送信防止措置を前提とした評価であるため、重大な影響を及ぼす可能性のある機能を展開する前にも評価を実施するEU（DSA）や英国（OSA）とは、評価する対象や段階が異なる。

	対象情報	リスク評価項目		評価時期
		情報レイヤー	サービス設計レイヤー	
欧州DSA 第34条	・違法情報 (加盟国法において違法な情報)	- 違法コンテンツの流通・拡散 - 基本的権利(人間の尊厳、個人情報保護、メディアの自由と多元性等)の行使に対する悪影響	- サービス設計（アルゴリズム、コンテンツモデレーションシステム、利用規約、広告表示、データ運用等）によって生じるリスク - ユーザーの利用方法（botや偽アカウントを用いた不正利用等）によって生じるリスク	- VLOP/MLOSEの適用日まで（その後は少なくとも年1回） - リスクに重大な影響を及ぼす可能性のある機能を展開する前
	・有害情報 (偽情報、未成年者への悪影響等)	- 市民的言論や選挙プロセス、公共の安全に対する悪影響 - ジェンダーに基づく暴力、公衆衛生・未成年者保護、個人の身体的・精神的健康に対する悪影響		
英国OSA 第9条、第11条	・違法情報 (あらゆる種類の違法コンテンツ)	- 優先的違法コンテンツへの接触可能性 - 優先的犯罪の実行等への使用可能性 等	- 違法コンテンツの存在や拡散を容易にするサービスの機能性に係るリスク - サービスの設計及び運用（ビジネスモデル、ガバナンス、プロアクティブ・テクノロジーの利用、利用者のメディアリテラシーを促進する措置及びサービスの安全な利用を促進するための措置、その他のシステム及びプロセスを含む）が、特定されたリスクをどのように軽減または増大させるか 等	- サービス開始（※）から3ヶ月以内 - サービスの設計・運用に重大な変更をするとき 等
	・子どもに対する有害情報 (ポルノコンテンツ、自殺誘引、摂食障害誘引 等)	- 子どもに対する有害なコンテンツへの接触可能性 - 子どもに対する有害なコンテンツによって生じるリスク 等		

※ Ofcomが策定するリスク評価指針の公表時、すでに対象となるサービスがあるときは、リスク評価基準の公表日から3か月以内に最初のリスク評価を行う（指針の公表が2024年12月16日であったので、2025年3月16日まで）。

	対象情報	自己評価項目		評価時期
		情報レイヤー	サービス設計レイヤー	
情プラ法 第28条5号	・違法・有害情報 (主に権利侵害情報)	違法・有害情報の流通状況	技術的体制の整備状況	年1回

※ このほかに、情プラ法においては、削除申出の方法、削除等の実施状況、削除しない場合等の理由の粒度、人的体制の整備状況、削除基準の内容についても自ら行った評価結果を公表することを義務付け。

1 検討の背景

（１）健全性検討会とりまとめ

- PF事業者は、デジタル空間における情報流通に関する役割・責務等を踏まえ、自らが設計するサービスアーキテクチャ（サービスに組み込まれたアルゴリズムを含む。）や利用規約等を含むビジネスモデルがもたらす社会的影響の軽減に向け、将来にわたる社会的影響を事前に予測し、その結果を踏まえて、**影響を軽減するための措置**（サービスアーキテクチャの変更、利用規約等の変更、コンテンツモデレーションの方法・プロセスの変更、レコメンデーション機能の変更等を通じた措置）**を検討・実施することが適当**

（２）諸外国の状況

- EU（DSA）では、VLOP/VLOSEに対して、リスク評価を踏まえた**軽減措置を行うことを義務付け**（35条）。なお、**軽減措置の内容については、PF事業者に委ねている**が、「サービスデザイン等の適合」、「コンテンツモデレーションプロセスの適応」、「アルゴリズムシステムの適合」等を例示。
- 英国（OSA）では、ユーザー間サービスや検索サービスを提供するPF事業者に対して、リスク評価を踏まえた**措置（安全義務）を行うことを義務付け**（10条）。また、Ofcomに対して、PF事業者が各種の義務を遵守するための内容を定めた行動規範を策定することを義務付けているが、当該**行動規範において、以下のような措置の内容を明記**。
 - ☞ 優先的犯罪の実行または支援に使用されるリスクの効果的な軽減・管理
 - ☞ 個人への害のリスクを効果的に軽減・管理 等

2 これまでの本WGでの議論

- 日本の様々な社会状況あるいは統治機構から、そこに即した制度の在り方を具体的にどう作り込んでいくかという各論の部分をしっかり議論をしていくが非常に重要な作業。我が国でも行為規範に委ねるという方法もあるし、あるいは具体的な条文や法令の形に落とし込んでいくということもあり得る。（生貝構成員）【再掲】
- 制度全体の中でユーザーのエンパワーメントを中心に据える基本的な発想が、DSAやOSAにおいてある。レコメンダシステムやプロファイリングの透明性、変更可能性、ラベリング等、ユーザーの自律的判断を手助けする**アーキテクチャを法制度の助けによって実現していくことが求められ**、さらに解決できない部分については、もっとパターンリスティックな対応も検討する必要があるのだろうと思う（生貝構成員）
- 深刻な違法情報への取り組みや青少年の保護、さらには災害への対応等にリスク評価を具体的に行い、軽減策を講じる方向性がある。日本国内のアセスメント制度のほか、例えば個人情報保護法における安全管理措置や不適正利用に関する勧告といった比較的抽象的な文言、労働法の文脈も、こうしたアプローチにおいて近い位置にあるかもしれない。（生貝構成員）

3 論点

- 一般的に、我が国の法制においては、何かしらの主体に対して法律上の義務を課す場合には、その義務内容が具体的かつ明確であり、違反した場合には行政による執行が可能な規律であることが求められる。EU（DSA）の軽減措置に関する規律は、内容の例示に留まり、具体的内容の定めはなく、PF事業者に委ねている状況。他方で、英国（OSA）では、軽減措置の内容については、Ofcomが策定する行動規範において明記されている。この点を踏まえると、**諸外国におけるリスク軽減措置に関する規律をどのように参考とすべきか。**
- **軽減措置の内容については、諸外国の例では様々なものがあるが、PF事業者が自主的な取組をしている例も多々ある。自主的な取組に任せるものと制度的な対応が必要なものに分けられると考えられるが、どのような軽減措置が制度的な対応が必要か。**
- **リスク評価を実施しなくても当然に対応すべき措置としては、どのようなものか。**

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- PF事業者は影響を軽減するための措置を検討・実施することが適当とされており、その中の例示として、レコメンデーション機能の変更等を通じた措置が挙げられている（33頁参照）。

(2) 諸外国の状況

- EU（DSA）では、PF事業者がレコメンダシステムを使用している場合、使用する**主なパラメータと利用者が当該パラメータを変更できる選択肢について、利用規約に平易かつ分かりやすい言葉で明記することを義務付け**（27条1項）。この主なパラメータには、レコメンドされる情報を決定する上で、最も重要な基準と当該パラメータがなぜ重要であるかの理由が含まれる必要がある（27条2項）。さらに、**複数のレコメンド方法を選べる場合、利用者が自分の好みのレコメンド方法をいつでも選択・変更できる機能を提供することを義務付け**（27条3項）。
- また、VLOP/VLOSEに対しては、リスク軽減措置として、レコメンダシステムを含む**アルゴリズムシステムをテストし、調整させることを例示**（35条1項(d)）するとともに、レコメンダシステムに少なくとも1つ、**プロファイリングに基づかない選択肢の提供を義務付け**（38条）。
- 英国（OSA）では、ユーザー間サービス提供事業者に対し、サービスの機能、安全設計に関する措置を組み込むことを義務付け（安全義務）。また、Ofcomに対して、PF事業者が各種の義務を遵守するための内容を定めた行動規範を策定することを義務付けているが、当該**行動規範において、以下のような措置の内容を明記**。
 - ☞ 違法コンテンツへの接触可能性等の安全性指標の作成・分析
 - ☞ レコメンダシステムを設計変更する際に、テストユーザーからフィードバックを受け付けるテスト環境の整備 等

2 これまでの本WGでの議論

- プロファイリングあるいはレコメンデーションの透明性をしっかり図っていき、それと併せて利用者がプロファイリングやレコメンデーションの在り方に対して主体的に関与していくことができるような方法は議論を進めるべき。また、全ての事業者と同じルールを紋切り型に守っていただく方法における限界は、世界的に広く認識されている。そうしたときに、各サービスがそれぞれの特性とそのユーザー層、そして流れるコンテンツを自らリスク評価をしながら、それぞれに比例した適切な対応を取っていただくための枠組みという形にデジタル構成の全体が徐々に移行していかなければならないし、これは相当程度必要になってきている。**（生貝構成員）**
- データのソースの問題ではなく、ユーザーの属性、つまり性別や年齢、住所等がどのようにプロファイリングされているのかという点がパラメータではないか。また、レコメンダシステムにおけるプロファイリングに基づかない選択肢の提供について、DSA38条に記載されている点が非常に重要。**ユーザーにこうした選択肢を確保することは、今のさまざまな問題を考える際にも非常に重要（森構成員）**
- デジタルプラットフォーム及びその情報空間に関する様々なリスクに対して過不足なく対応するためには、ワンサイズ・フィッツ・オールのアプローチでは不十分。**事業者自身がサービスに適した形でリスクを常に評価し、様々なプレイヤーと協力しながら軽減していく枠組みが非常に重要。**この意味では、デジタルサービス法におけるシステミック・リスクのような、広範なアプローチが理想的。また、我が国の法制度にしっかりと接合させるためには、ある種の具体化、あるいは細分化を検討する必要。様々なリスクの中でどれを特に重視し、立法事実としてのリスクを特定し、リスク評価すること。具体的には、深刻な違法情報への取り組みや青少年の保護、さらには災害への対応等にリスク評価を具体的に行之、軽減策を講じる方向性がある。**（生貝構成員）**

3 論点

- 諸外国においては、レコメンダシステムに関する規律として
 - ① レコメンダシステムの透明性確保義務 (EU(DSA))
 - ② 複数のレコメンド方法を選ぶ場合、レコメンド方法を選択・変更が可能な機能の提供義務 (EU(DSA))
 - ③ プロファイリングに基づかない選択肢の提供義務 (EU(DSA))
 - ④ レコメンダシステム等のアルゴリズムシステムのテスト・調整 (EU(DSA))
 - ⑤ リリース前の実施テストにおける適切性確保 (英国 (OSAに基づく行動規範))等の制度的対応の例がある。
ユーザーの適切な判断に資することや、違法・有害情報の拡散を抑止するため、**我が国において、レコメンダシステムに対してどのような制度的対応が必要か。**

- レコメンダシステムは複雑なアルゴリズムで動いていると考えられるが、仮に上記④等の規律を導入した場合、**アルゴリズムの適正性などを執行側としてはどのように判断すべきか。**

1 検討の背景

（１）健全性検討会とりまとめ

- 災害発生時等におけるPF事業者の存在感や公共的役割が高まっているという観点から、「災害発生時等における社会的影響の軽減措置として、信頼できる情報源からの情報の伝送確保（プロミネンス）及びその基準の明確化など、更なる具体化を進めることが適当」。
- 偽・誤情報の流通・拡散を直接的に抑止するための措置として、対象とする偽・誤情報の範囲に照らし比例的な対応を検討することが適当であるとされ、情報の可視性に直接の影響がないものとしては、発信者に対する警告表示（投稿自体は可能だが、不適切な内容を投稿しようとしている、又は直近で投稿したことが判明している旨の警告を表示する措置）等が挙げられた。

（２）諸外国の状況

- EU（DSA）では、欧州デジタルサービス会議は、欧州委員会に対して、危機対応プロトコル作成を開始するように勧告することができ、VLOP/VLOSEに対する措置の一つとして、公的機関やその他の信頼できる機関が発出する危機に関する情報を目立つように表示することが挙げられている（48条）。

2 これまでの本WGでの議論

●プロミネンスに関する意見

- 警告表示・ラベル付与・プロミネンス等は既にいろいろな事業者で実行されており、直感的にはこれらが良い取組みだと思えるが、現実の人間の情報摂取行動や認知過程において本当にどこまで正の効果をもたらしているのかに関する効果検証があってもいい。直感的には良さそうな取組みが実は良くない効果を生み出していないかについて慎重に検討しておいた方が良いのではないか。（山本健人構成員）
- 情報発信の信頼度を高めることは非常に重要だと思うが、特に伝統的なメディア・公共センターからの情報は信頼できると思うものの、その発信方法であったり、情報の粒度・内容だとよく分からない、もっと詳しく知りたいという場合はSNSなどを検索する行動に移るため、そのあたりをさらに検討していただく必要（増田構成員）

●警告表示に関する意見

- （これまではなし）

3 論点

<プロミネンス>

- いかなる情報が「**信頼できる**」情報か。
- どのような「**優先**」表示が利用者にとってわかりやすいか（文字の大きさ、場所等）。
- 諸外国では、災害時等における緊急の措置の一つとして、信頼できる機関からの情報に関するプロミネンスを義務付けている制度がある。我が国の一部PF事業者は、既に災害時等のプロミネンスを実施している一方で、特段の取組をしていないPF事業者もいる状況。これらの状況を踏まえて、プロミネンスに関する取組を促していくために、制度的な対応が必要か。
- あるいは、PF事業者の自主的な取組を注視することとしつつも、**優良な取組事例（ベストプラクティス）**をPF事業者間で共有し、取組を促していく枠組を目指していくべきか。

<警告表示>

- どのような投稿に対して、警告表示を行うことが適切か。
- **どのような警告表示が効果的か。**
 - ☞ 既に実装しているPF事業者の取組としては、違反コメントの投稿を事前に抑止するため、ポリシー違反と判定されたコメントを複数回投稿しているユーザーに対して、投稿前に注意メッセージの掲出を行っているものがある。
- 諸外国で、法的に警告表示を直接に義務付ける制度は見当たらない状況。我が国の一部PF事業者は、既に投稿時の警告表示を実施している一方で、特段の取組をしていないPF事業者もいる状況。これらの状況を踏まえて、警告表示に関する取組を促していくために、制度的な対応が必要か。
- あるいは、PF事業者の自主的な取組を注視することとしつつも、**優良な取組事例（ベストプラクティス）**をPF事業者間で共有し、取組を促していく枠組を目指していくべきか。

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- 偽・誤情報の流通・拡散を直接的に抑止するための措置として、**対象とする偽・誤情報の範囲に照らし比例的な対応を検討することが適当であるとされ、情報の可視性に直接の影響がないものとしては、情報の可視性に直接の影響がないラベルの付与（本人確認を行っていない利用者の明示等、情報発信者の信頼性等を見分けるためのラベルを付与する措置）等が挙げられた。**
- 生成AIを用いて生成される偽・誤情報への対応に関する制度面からのアプローチについては、今後、技術の進展やサービスの普及の状況、国際的な議論動向等を踏まえつつ、必要な対応の検討を進めることが適当。

(2) 諸外国の状況

- EU（DSA）では、リスク軽減措置として、AI生成物等へのラベリング機能（人物や事象に著しく類似し、誤認させるような画像、音声、動画がオンラインインターフェースに表示される際に目立つマークによって区別できる機能）の提供を例示（35条1項(k)）。
- 米国（カリフォルニア州AI透明化法）では、対象事業者に対して、ユーザーへのAI検出ツールの無償提供、自社システムで生成されたAIコンテンツに対してAI生成物であることを明記する選択肢の提供等を義務付け（セクション22757）。

2 これまでの本WGでの議論

- システムとして対応可能な部分がどの程度あるのかも含めて、利用者側がしっかりと情報を得た上で、情報の信頼性を判断することができる施策として考えていくことが重要。
（生貝構成員）
- ユーザー側が合理的に情報を選択摂取することができる情報やラベルについては、やはり具体的に検討していく必要があるのではないか。もちろんどこまでを直接的に制度化していくべきなのかということは改めて慎重に議論しなければいけないと思う。**（山本主査）**
- **情報の内容に入ることなく、なるべく外部で判断できた方が望ましい。**発信元を特定するための取組が広く知られないとあまり意味がないため、発信元を特定する取組をぜひPF事業者側でも取り組んでいただくような制度があると望ましい。これは義務付けるのではなくて、そういう発信元を特定する取組をなるべくきちんと表示するなど、PF事業者側に協力してもらうことは重要**（上沼構成員）**

3 論点

- ユーザーが容易に情報の信頼性等の判断をするため、PF事業者にAI生成コンテンツのラベリングを求める場合、**どのようなラベリングが望ましいか。**
 - ☞ 既に実装しているPF事業者の取組としては、ユーザーがコンテンツ投稿時に、自主的にAI生成である旨を明示できる機能を提供しているものや、AI生成であることを検知した場合にPF事業者がラベル付けしているものがある。
- 諸外国では、リスク軽減措置の一つとして生成AIラベリングを例示しているものや、AI検出ツールの無償提供に加えて、生成AIラベリングを義務付けている制度もある。また、我が国の一部PF事業者においては、既に生成AIラベリングを実施している一方で、特段の取組をしていないPF事業者もいる状況。これらの状況を踏まえて、生成AIラベリングの取組を促していくために、制度的な対応が必要か。
- あるいは、PF事業者の自主的な取組を注視することとしつつも、**優良な取組事例（ベストプラクティス）をPF事業者間で共有し、取組を促していく枠組を目指していくことが考えられるかどうか。**

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- 偽・誤情報の流通・拡散を直接的に抑止するための措置として、**対象とする偽・誤情報の範囲に照らし比例的な対応を検討することが適当であるとされ、情報の可視性に直接の影響がないものとしては、収益化の停止（広告を非表示にしたり、広告報酬の支払を停止することにより、収益化の機会を失わせる措置）等が挙げられた。**

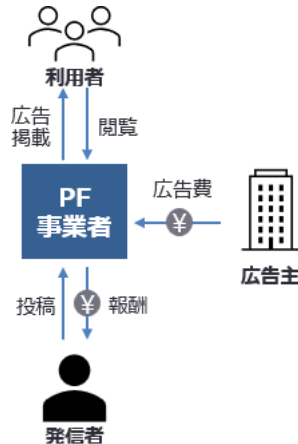
(2) 諸外国の状況

- EU（DSA）及び英国（OSA）では、個別の投稿について、PF事業者に対しユーザーの収益化を停止する措置を直接に義務付ける規定は存在しない。

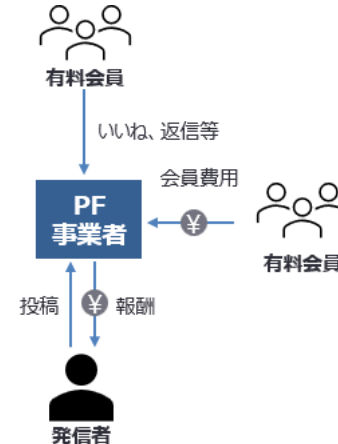
※EU（DSA）では、VLOP/VLOSEに対するリスク軽減措置として、コンテンツモデレーションプロセスの調整（35条1項(c)）が例示されているところ、DSA上のコンテンツモデレーションの定義の中で収益化停止（demonetisation）を含んでいる（3条(t)）ため、間接的な制度としては存在する。

- 欧州では、行動規範レベル（法律上の義務の担保の判断材料となる場合もある）においては、偽情報の流通・拡散の防止を目的として、ユーザーの収益化や広告掲載に係る事前審査の強化に向けた取組が推奨されている。

インプレッション数に応じて収益を支払う場合

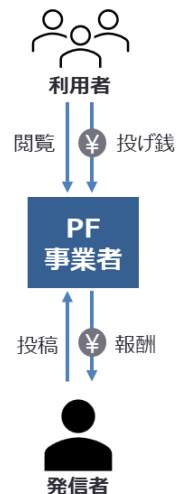


発信者の投稿又は投稿に掲載される広告に対する**利用者の閲覧数**に応じ、PF事業者から報酬を支払い



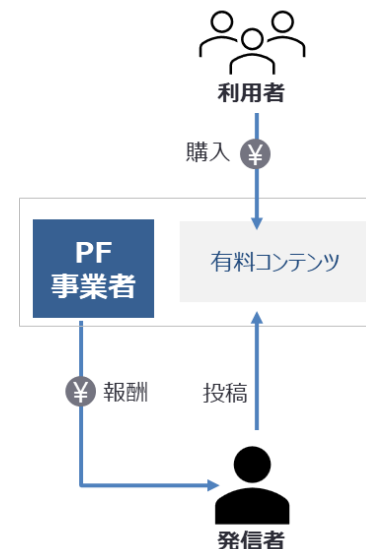
発信者の投稿に対する有料会員である**利用者のいいね、返信等の行為の回数**に応じ、PF事業者から報酬を支払い

いわゆる投げ銭に応じて収益を支払う場合



発信者の動画やライブ配信に対して、**利用者が投げ銭**を行い、その金額に応じてPF事業者から報酬を支払い

有料コンテンツの購入金額に応じて収益を支払う場合



利用者は**発信者の有料コンテンツ**を購入し、その金額に応じてPF事業者から報酬を支払い

2 これまでの本WGでの議論

- 収益が目的ではなく何かの信念に基づいた投稿という偽・誤情報や、そういう悪さをしたい信念があるところには通用しないため、完璧ではない。一方で、災害などの瞬間最大風速を狙うような場面においては特に収益目的ということが深刻に表れてくると思うため、そういう場面では特に**収益化停止というのは一つ有効なアプローチではないか（高口構成員）**
- **収益化停止は表現規制でないわけではない。**災害等の特定の期間において、例えばフリーのジャーナリストの方がそういった発言・投稿によって収益が得られなくなるということが表現の自由に対する影響がゼロではないところ。**有効な対策である可能性と同時に、表現の自由の制約に全くならないということではないという点を踏まえて、慎重に議論をしていく必要（山本主査）**

3 論点

<収益化停止関係>

- **違法・有害情報の発信・拡散を抑止するために、収益化停止措置の導入を検討する場合、**
 - ✓ **対象となるサービス・収益の種類**（ユーザーからのインプレッションや投げ銭に応じ
て収益を支払う場合など）
 - ✓ **対象情報**（どのような情報を対象とすべきか）
 - ✓ **海外からの発信者**（法の対象とすることが可能か。現実的に、海外の発信者に対して
支払われる収益を停止することが可能か）
 - ✓ **対象者**（目的・属性等に照らし一定の例外を設けるか）
 - ✓ **停止する期間**（始期・終期等）**等について、どう考えるか。**
- 主な諸外国では、個別の投稿について、PF事業者に対しユーザーの収益化を停止する措置の義務付けは見当たらない。**特定の情報に着目して実施することが困難であると考えられる場合、特定の情報に着目せず、特定の場面に注目して収益を停止する方向性についてどう考えるか。**その場合、どのような特定の場面であれば収益化停止措置を設ける必要性が高いと考えられるか。
- 具体的にどのようなキーワードや動画・画像が含まれていれば、特定の場面に関わる情報であると判断できるか。

1 検討の背景

（1）健全性検討会とりまとめ

コンテンツモデレーションの実施を促進する以外に、**偽・誤情報の発信を抑止するための方策としてアカウント登録時等の本人確認の厳格化等**が考えられるが、発信者のトレーサビリティを確保することを通じ、**偽・誤情報の発信に一定の抑止効果を期待できるものの、・・・実効性に疑義があること、匿名表現の自由への制約となり得ること等から、・・・制度的な対応の要否について慎重な見極めが必要**

（2）「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策（犯罪対策閣僚会議決定（令和6年12月17日））」における「被害に遭わせない」ための対策として、**SNSアカウントの開設時の本人確認の強化を含む措置について検討を行うこととされた。**

（3）諸外国の状況

- 英国（OSA）においては、大規模なユーザー間サービス事業者（カテゴリー1）に対して、**成人ユーザー向けの本人確認のオプションを提供することを義務付け**（64条・65条）。また、成人ユーザーが希望する場合、未認証ユーザーのコンテンツに接触しない機能を提供することを義務付け（15条9項）。
- 韓国においては、**オンライン掲示板利用者向けの本人確認を行っていたこともあったが、一部規定については違憲判決が出され、削除に至っている。**
 - ☞ 情報通信網法において、オンライン掲示板利用者向けの本人確認を義務付けていたが、憲法裁判所にて違憲判決が出され、民間事業者向けの本人確認義務規定は削除。
 - ☞ 公職選挙法において、インターネット報道機関の掲示板やチャットページにおける選挙期間中選挙に関する投稿を対象に実名認証と認証表示を義務付けていたが、憲法裁判所にて違憲判決が出され、本人確認義務規定については削除。

2 これまでの本WGでの議論

●匿名表現の自由、萎縮効果について

- 匿名表現の自由自体をどう扱うかについて憲法学の中でも理解にグラデーションがある。表現の自由の中でこの自由自体がどれほど重要なものとされているのか、こういった形で制約されるとそれは問題になるのかということについても考える必要（**山本健人構成員**）
- 「表現の自由の外側」の行為のためにSNSが使われているという現実があるために、その責任追及や対応のために実名登録の義務付けというニーズが出てくる。しかし、SNS内で実名登録が義務づけられると、表現の自由の範囲内での表現に対しても萎縮効果が生じる可能性があるため、それをどう解決するかという点のジレンマがある（**上沼構成員**）
- 匿名での表現行為の禁止（実名表示等の義務付け）の合憲性判断について、規制が必要不可欠と考えられるかなり厳格な判断が必要（**曾我部教授**）

2 これまでの本WGでの議論

●本人確認義務の実効性について

- 本人確認の厳格化については賛成だが、情報収集がさらに多くなると思われるため、PF事業者は、情報の取扱いとその利活用も含めて、より一層強固な法律を厳守すべき（増田構成員）
- スマホの電話番号が本当に機能しているのかは確認した方がいい。悪いことのために使われるスマートフォン番号は、しばしば他の人から譲り受けたものでもあり得る。匿名性を奪うことがあまり違法情報対策として効いていないという問題意識が非常に出てきている。（森構成員）
- 有害な情報発信が増えており、例えば犯罪を募る広告でなくても、先鋭的な政治的言論や差別主義的言論等を発信している時にその匿名性によって助長されているといった主張があるが、これに対しては本人確認済みのアカウントが多く利用されていることが多く、こうした規制が果たして効果があるのか（森構成員）
- アカウントには長期的な発言が紐づくため、最小限の確認に留めるべきであり、冗長性を確保しつつもメールアドレスや電話番号の確認にとどまり、例えばマイナンバーカードの確認等、過度の負担は避けるべき。（曾我部教授）

2 これまでの本WGでの議論

●オプションの導入義務付けについて

- 本人確認オプション機能の提供義務について、青少年保護のための年齢確認義務、すなわちユーザーベリフィケーションに関わっている。アメリカでも年齢を確認するための機能が義務付けられている例があるため、そうした事例を考慮に入れる必要。（生貝構成員）
- 結局どういう目的で、どのような機能を提供するかという問題が関わっている。重要な機能を本人確認なしでは使用できないとなると、それは実質的に本人確認の義務付けと同じことになり、一概には語れないのではないか。どのような目的でそういった規制を設けるのか、もう少し詳細を詰めないと、議論は進みにくい。（曽我部教授）

3 論点

<本人確認の義務付け>

- アカウント登録時等の本人確認の厳格化は、偽・誤情報の発信を抑止するための方策として、**実効性があるものとなるのか。**
 - ☞ 悪用する者等は、偽造証明書等を利用して本人確認を迂回することもあるが、他に実効性のある方策はあるか。
- **実名表示等の義務付けは、表現の自由との関係で、どのような場合に許容されるか。** 曾我部教授のプレゼンにもあったとおり、規制が必要不可欠と考えられる限定的な場面であって、合理性のある範囲が対象となる場合に限られるとすれば、それはどのような場合か。
- 実名表示ではなく、**アカウント開設時の本人確認を義務化することは許容されるか。**
- 本人確認をすることによって、仮に**複数アカウントの保有に制約がかかるとすれば、それは許容されるか。**

<オプションの導入義務付け>

- 英国のように、**本人確認を行っていないユーザーと交流しないことを選択できるために、本人確認のオプションを提供することを義務付けることは、表現の自由との関係で、許容されるか。** ユーザーがこのオプションを選択するインセンティブとしては、どのようなものが考えられるか。

1 論点

- Ⅳで記載したとおり、EUのDSAや英国のOSAにおいては、リスク評価を踏まえた様々な軽減措置、安全義務などサービス設計上の義務が定められている。
- **Ⅳの制度的対応に当たっては、どのような法規範及び法執行の在り方が望ましいか。**例えば、我が国における伝統的な法規範及び法執行のように、規範をできる限り明確化し、規制対象事業者の個別の違反を認定していくことが望ましいのか。または、DSAのように、法令違反の疑いのあるPF事業者に対する調査権限を検討すべきか。また、DSAのように、リスク評価・軽減措置について法令上は枠組を示しつつも、その結果に対するPF事業者モニタリングの運用を通じて、改善を促していくことが望ましいのか。
- その他、DSAのように、上記のリスク評価・軽減措置結果の妥当性や効率性等の評価に寄与する研究を行うために、適格性のある研究者に対して、PF事業者の保有するデータへのアクセスを認めることについて、どう考えるか。

V. その他

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- 偽・誤情報等の流通・拡散に対応するための方策の実効性を制度的に担保する方法については、**執行手段・プロセス（例えば、報告徴収・勧告・命令、罰金、課徴金、民事的救済等）の選択及び具体的な設計を含め、**比例性や外資系を含むPF事業者への抑止効果、自主的改善に向けたインセンティブ効果等を勘案しつつ**検討を進めることが適当。**

(2) 現行制度

- 情プラ法では、総務大臣は、法律の規定の施行に必要な限度において、大規模特定電気通信役務提供者に対し、その業務に関し報告をさせることができる（29条）。

(3) 他省庁の状況

- 公正取引委員会は、スマホソフトウェア競争促進法の実効的な運用に向けて、必要な体制を構築していくために、巨大IT企業の調査を担当する役職を新たに設置するとともに、常勤職員は14人から51人に増強。また、民間採用の非常勤のIT専門家「デジタルアナリスト」を7人から10人に増強。

(4) 諸外国の状況

- EU（DSA）では、VLOP/VLOSEの義務違反の疑いがある場合は、事前調査（66条）を開始し、情報提供要請（67条）等が実施可能。事前調査後も違反の疑いがある場合は、法的手続を開始し、関係者へのインタビュー（68条）、立入検査検査（69条）等を実施し、違反を決定。なお、法的手続きの過程において、VLOP/VLOSEがDSAの関連する規定の遵守を確保する旨のコミットメントを申し出た場合、欧州委員会はコミットメントに拘束力を持たせた上で、法的手続の中止を宣言可能（71条）。また、ユーザーに深刻な損害の可能性があり、緊急を要する場合、暫定措置命令（70条）を発出可能。
- EU（DSA）では、アルゴリズム分析、法務、経済分析等の専門家を含む、DSAの執行担当者が120名超おり、今年末までに200名まで増強予定。アルゴリズムの分析等を行う研究機関であるECATとの連携体制があり、PF事業者の複雑なアルゴリズムの分析も可能。

2 これまでの本WGでの議論

●ヒアリングへの応答義務・調査権限について

- 透明性確保は、違法・有害情報対応においては非常に重要であるため、ヒアリング応答と透明性レポートについては制度化していただきたい。（森構成員）
- まず政府の側でしっかりと情報を把握することが極めて重要で、それがこうした会合のモニタリングという形をとるのか、あるいはある程度限定的な形でも情報の提供・調査等を行うのかは、しっかり考えていくことが必要。（生貝構成員）

●欧州類似の組織について

- 情報を専門的に分析して状況を把握する能力を継続的に担保していくことは重要。（生貝構成員）
- ECATの執行支援について、非常に困難なレコメンダシステムの問題を解決するためには、官単独では行えない性質のもの。したがって、特に民間の市民団体や技術者と連携して、しっかりとしたリソースを投入することが重要。（森構成員）
- ECATのような仕組みは今後さらに重要になると感じているが、リソースをどのように確保していくのかがとても難しい。（山本主査）
- 欧州委員会の中にはジョイントリサーチセンターという、政策に対して独立的な立場から科学的な助言を行う専門の組織があり、全体で2000人以上の科学者等も含めて雇用している。政府内部だけでなく、外部の研究機関との連携を如何にして強化し、分析能力を高めていくか。日本版DMAの施行にあたっては公正取引委員会も組織内外に人員含め補強をしており、重要な課題。近い将来、日本版DSAやDMAにおいても、同様の協力体制を構築する必要があるかもしれない。（生貝構成員）

3 論点

- 特にサービス設計レイヤーにおける軽減措置などを新たに制度として設ける場合、**行政が監督するための規定としてどのようなものが考えられるか。**
- EUでは、DSAの執行については、100名以上で対応するとともに、今後も更に増員するなど、体制強化している状況。我が国においても、今後、情プラ法の適切な運用のための専門性の向上（専門家の採用等）が必要な状況。また、特にサービス設計レイヤーにおける軽減措置などを新たに制度として設ける場合も、PF事業者の取組を分析できる人員の増強が必要。**制度面の強化の検討だけでなく、人員体制についても強化が必要なのではないか。**

1 検討の背景

(1) 健全性検討会とりまとめ

- デジタル空間における情報流通の健全性確保に向け、「**国内外の民産学官のマルチステークホルダーが相互に連携・協力しながら安定的かつ継続的に議論・検討する枠組みについて、マルチステークホルダーにより構成される協議会の設置に関する制度整備も含め、具体化を進めることが適当**」。
- 影響予測に用いられる指標の客観性の確保を通じて情報伝送PF事業者による恣意的な影響予測を防ぎ、かつ、情報伝送PF事業者が実施する軽減措置の実効性を担保するため、「**マルチステークホルダーが、その協議に基づき、影響予測の視点や軽減措置の実施項目を定めた実施指針を策定・公表**」など具体化を進めることが適当」。

(2) 諸外国の状況

- 欧州では、オンライン上の偽情報対策に取り組むファクトチェッカー、学術研究者、メディアリテラシーの専門家等の連携を強化する組織として、欧州デジタルメディア観測所（EDMO）が存在。
- EDMOは2020年6月から欧州大学院が主導するコンソーシアムにより運営され、偽情報対策に関する学術研究の支援、メディアリテラシーの向上に向けたベストプラクティスの共有等を行うほか、「偽情報に関する行動規範」における常設タスクフォースのメンバーとして、偽情報の拡散に対する行動規範の有効性を確認するための指標の策定等を行う。
- EDMOは欧州委員会から財政援助を受けているが、欧州委員会や資金提供者からの独立性を基本原則とし、欧州委員会は、EDMOにおける活動の意思決定には関与せず、資金提供に係る要件の確認において情報交換等を行うのみ。

2 これまでの本WGでの議論

- 情報の真偽・違法性の判断をプラットフォームだけに委ねるのではなく、信頼できる第三者の団体と様々なステークホルダーが関わりながら、判断の能力を社会全体でまさにマルチステークホルダーとして高めていくということをしっかりと考えていくことが非常に有意義
(生貝構成員)

3 論点

- マルチステークホルダーによる協議会を立ち上げる場合、**協議会にはどのような役割を持たせるべきか。**
- 仮に健全性検討会のとりまとめのように、リスク評価指針や軽減措置の指針をつくることが協議会の役割とした場合、PF事業者の個々のサービスごとにリスクや軽減措置の内容は異なると考えられるが、**協議会にはどのような人材が集まることが適切か。**国は、この協議会に関わるべきか。関わるべきとすれば、どのような形で関わるべきか。